

入札の公告

社会福祉法人追分あけぼの会公告第2019-03号

一般競争により工事の請負に係る契約を締結するので、下記のとおり公告する。

令和元年9月5日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野 勇治

記

1 工事発注者

〒059-1961 勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6 TEL (0145) 25-2233
社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 菅野 勇治 FAX (0145) 25-2220

2 対象工事

- (1) 工事の名称 特別養護老人ホーム羊ヶ丘陽光苑非常用発電設備工事
- (2) 工事の場所 札幌市豊平区福住3条9丁目4番32号
- (3) 工事の概要 一般競争入札説明書による
- (4) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和元年10月25日まで

3 入札参加資格

- (1) 入札参加者は単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 平成31・32年度「札幌市競争入札参加資格者名簿」の建築工事資格者の格付等級が「C」以上であること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積

極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

イ 申請者と3ヵ月以上の雇用関係があること。

(8) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。

(9) 当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

(10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。

(11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

(12) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の1第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。

(13) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ア 資本関係

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

(14) 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有していること。

(15) 過去5年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人等における本工事と同種で、かつ、同規模以上と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。

なお同種で、かつ、同規模以上の施工実績は、特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設の建築物における建築主体工事の元請実績とする。

4 入札説明書を交付する期間及び場所

入札説明書及び一般競争入札参加資格審査申請書用紙は、次のとおり交付する。

(1) 交付期間

令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月13日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。ただし、インターネットによる場合は、令和元年9月5日（木曜日）午前9時から令和元年9月13日（金曜日）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）とする。

(2) 交付場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

また、インターネットによる場合は、次のとおりとする。

「社会福祉法人追分あけぼの会のホームページ」 (<http://oiwake-akebono.net/>)

(3) 交付方法

直接交付又はインターネットによる交付とし、送付又はファクシミリでは行わない。

(4) 費用

無料とする。

5. 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。複写する場合は、未使用のCD-R（USBやCD-RWは不可）を持参すること。

ア 閲覧期間

令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月20日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(2) 設計図書等に関する質問は、書面を郵送（電子メール及びファクシミリ可）によるものとし、受付場所へ提出すること。

ア 受付期間

令和元年9月6日（金曜日）午前9時から令和元年9月17日（火曜日）午後5時必着まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 受付場所

〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地11 第3山崎ビル2階

株式会社ケイ立身設計（担当：細田）

電子メール hosoda@tatsumi-arc.co.jp ファクシミリ 011-738-3112 電話 011-738-3111

(3) 質問に対する回答は、書面（電子メールまたはファクシミリ）によるものとし、令和元年9月19日（木曜日）迄に、本工事の入札参加資格を有する全ての者に回答する。

6 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記のとおり申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月13日（金曜日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

2部持参することとし、送付（電子メール及びファクシミリ含む）によるものは受け付けない。

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

7 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札場所
北海道札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1－10
札幌市エレクトロニクスセンター
- (2) 入札日時
令和元年9月24日（火曜日） 午前11時00分
- (3) 開札場所
(1)に同じ
- (4) 開札日時
(2)に同じ
- (5) 提出方法
(4)の日時に直接持参すること。

8 その他

- (1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金
契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
 - イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。
- (3) 入札の無効
本公告で示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 最低制限価格について 設定していない。
- (5) 予定価格について 事後公表とする。
- (6) 理事長が必要と認めるときは、入札を延期、中止又は取り消すことがある。
- (7) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (8) この入札の執行は、公開する。
- (9) 詳細は入札説明書による。

一般競争入札説明書

平成30年6月29日付をもって公告した一般競争入札に関し、下記のとおり実施する。

記

1 工事発注者

〒059-1961 勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
社会福祉法人追分あけぼの会 理事長 菅野 勇治
TEL (0145) 25-2233 FAX (0145) 25-2220

2 対象工事

- (1) 工事の名称 特別養護老人ホーム羊ヶ丘陽光苑非常用発電設備工事
- (2) 工事の場所 札幌市豊平区福住3条9丁目4番32号
- (3) 工事の概要 防音型エンジン発電機DCA-60LSIE-Dの設置
既設受電盤等との接続及び試験調整 必要に応じて官庁等申請
- (4) 工事の期間 契約締結日の翌日から令和元年10月25日まで

3 入札参加資格

- (1) 入札参加者は単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32年度「札幌市競争入札参加資格者名簿」の建築工事資格者の格付等級が「C」以上であること。
- (4) 申請書及び資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日札幌市財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
 - ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - イ 申請者と3ヶ月以上の雇用関係があること。

- (8) 現場代理人を当該工事現場に常駐させることができること。
 - (9) 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。
 - (10) 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者でないこと。
 - (11) 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
 - (12) 当法人の理事等と業者間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の1第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。
 - (13) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ア 資本関係
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (14) 北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有していること。
 - (15) 過去5年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人等における本工事と同種で、かつ、同規模以上と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。
なお同種で、かつ、同規模以上の施工実績は、特別養護老人ホームまたは介護老人保健施設の建築物における建築主体工事の元請実績とする。
 - (16) その他、公告に定めた参加資格について満たしていること。

4 入札参加申請等

この一般競争入札に参加を希望する者は、3に掲げる資格を有するか確認を受けるため、次に従い、この説明書が定める別記第1号様式による申請書及び資料を提出し、当法人による入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書類
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）
 - イ 同種工事施工実績調書
 - ウ 同種工事の施工実績を証明する書面（工事実績証明書又はこれに代わる書面（契約書等の写し））
 - エ 配置予定技術者調書（保有資格及び雇用関係を確認できる書類等の添付必須）
 - (ア) 申請時点で先に申請済みの他の入札（他官庁等発注工事を含む。以下同じ。）が執行されていない場合は、他の入札の配置予定技術者（現場代理人を含む。以下同じ。）を申請することができる。ただし、既に申請した他の入札が契約に至った場合、既に申請した他の配置予定技術者に代わる同等の資格及び経歴を有する配置予定技術者を併せて申請するものとする。
 - (イ) 複数の入札に係る申請を同時に行う場合は、(ア)に準じて申請することができるものとする。
 - (ウ) 申請から開札までの間に、次に掲げる事態が発生し申請時の配置予定技術者を配置することができない場合にあっては、工事発注者の承認を得て配置予定技術者の変更をすることができるものとする。

ただし、変更する配置予定技術者は、申請時の配置予定技術者と同等の資格及び経験を有する配置予定技術者とする。

- a 配置予定技術者が死亡、長期療養、退社又は退職した場合
- b 申請した入札の開札日までに、完了する予定の工事（以下「他の工事」という。）の専任技術者等となっている者を配置予定技術者として申請していた場合において、他の工事が天災その他不可抗力又は発注者からの契約変更（設計変更による工事の増に伴い、工期が延長された場合等。ただし、あらかじめ契約変更が予定されていた場合を除く。）により、完成予定日が延期されたため、申請時の配置予定技術者を配置予定技術者とすることができない場合

オ 特定関係調書（当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜提出すること。）

カ 札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し

キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ク その他必要と認める書類

(2) 提出期間

令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月13日（金曜日）まで

午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 提出場所

北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部

(4) 提出方法

2部持参することとし、送付（電子メール及びファクシミリ含む）によるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、当法人が行う入札参加資格の確認以外の目的には使用しない。

5 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- (2) 審査結果は、令和元年9月17日（火曜日）（入札の7日前まで）に申請者に書面にて通知（発送）する。
なお、入札参加資格がないと認められた者は、その理由を付して通知する。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。書面は、令和元年9月19日（木曜日）（入札の5日前まで）までに、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部まで持参すること。

6 入札方法、開札等

(1) 入札場所

北海道札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1-10

札幌市エレクトロニクスセンター

(2) 入札日時

令和元年9月24日（火曜日）午前11時00分

- (3) 開札場所
 - (1) に同じ
- (4) 開札日時
 - (2) に同じ
- (5) 提出方法
 - (4) の日時に直接持参すること。

入札時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めることがあるので持参すること。

なお、内訳書の内容確認をする入札において、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

- (6) 開札は、入札終了後、直ちに6(1)で示す入札場所において行うので、入札参加者はこれに立ち会うこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
 - 入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金
 - 契約保証金は、契約金額が5,000万円未満の場合は免除する。契約金額が5,000万円以上の契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。
 - イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他社会福祉法人追分あけぼの会理事長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

8 落札者の決定方法

- (1) 本工事の予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は2回とし、2回で落札しない場合は入札を不調とし、当法人経理規程第73条第1項第6号の規定により、随意契約によるものとし、全ての入札執行が終了次第、最低の価格の入札者と予定価格の制限の範囲内において協議とする。
- (3) 最低の価格の入札者が複数いた場合はくじ引きとする。

9 入札金額等に係る消費税等の取扱い

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税等に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（消費税相当額を含んだ額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 前金払及び部分払

- (1) 前金払：なし

(2) 部分払：なし

1 1 設計図書等の閲覧及び配布

(1) 閲 覧

ア 期間：令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月20日（金曜日）まで
午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 場所：社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
(北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6)

(2) 配 布

ア 期間：令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月20日（金曜日）まで
午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

イ 場所：社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部
(北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6)

ウ 配布形式：CD-RにPDFファイル形式データを複写
未使用のCD-Rを持参のこと（USBやCD-RWは不可）

1 2 設計図書等に関する質問等

(1) 受付期間

令和元年9月5日（木曜日）から令和元年9月13日（金曜日）まで
午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 受付場所

株式会社ケイ立身設計（担当：細田）
〒060-0806 北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地11 第3山崎ビル2階
電子メール hosoda@tatsumi-arc.co.jp ファクシミリ 011-738-3112 電話 011-738-3111

(3) 提出方法

書面を郵送（電子メール及びファクシミリ可）により提出のこと。

(4) 回答日時

令和元年9月19日（木曜日） 午後5時まで

(5) 回答方法

書面（電子メールまたはファクシミリ）により、本工事の入札参加資格を有する全ての者に回答する。

1 3 消費税等課税事業者等の届出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者か免税事業者であるかを申し出ること。

1 4 契約書作成の要否

契約書は本公告、説明書に準じ作成する。

1 5 その他

(1) 開札の時において、3に規定する資格を有しない者の行った入札、この入札説明書に定める入札に関する

る条件に違反した入札及び下記で定める入札は無効とする。

ア 入札書に入札者（代理人）の記載又は押印がなされていない入札

イ 入札書の金額を訂正した入札

ウ 2以上の入札書を提出した入札

エ 入札書の内容が確認できない入札、記載漏れがある入札

オ 入札に関し不正の行為をした者の入札

カ 委任状を持参しない代理人がした入札

キ その他理事長が定める入札に関する条件に違反した入札

(2) 入札参加者は、当法人の競争入札心得及び経理規程、札幌市が定める「社会福祉法人等における施設整備事務取扱要領」及びその他関係法令を遵守すること。

(3) 入札に関する必要な各種書類の様式(申請書、委任状等)については、この説明書の様式を参考にするほか、札幌市の様式等に準じて、入札に参加する者が作成すること。

(4) 以下に係る費用は工事請負者の負担とする。

諸官公署、電力会社等への各種申請書、届出書等の提出に係る費用

(5) その他

ア 入札参加資格の説明

3 の (9)

本工事に係る設計業務等の受託者は、株式会社ケイ立身設計（北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地11 第3山崎ビル2階）です。

イ 入札参加申請等の説明

4 の (1) キ

提出する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、有効期間（審査基準日から1年7ヶ月）以内のものです。なお、契約予定日までに有効期限が切れるものは、入札日までに新たな結果通知書の写しを提出してください。

1.6 問い合わせ先

社会福祉法人追分あけぼの会 法人本部 担当：上野

TEL (0145) 25-2233 FAX (0145) 25-2220

別記第1号様式

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 元年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野 勇治 様

令和元年9月5日付けで入札公告がありました、特別養護老人ホーム羊ヶ丘陽光苑非常用発電設備工事に係る競争入札参加資格について、審査されたく、関係書類を添えて申請します。

なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書及び添付書類すべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請者〔札幌市競争入札参加資格者番号／ 〕

所 在 地	〒 一 電話番号 () 一	印
ふりがな		
商号又は名称		
ふりがな		
代 表 者		
主たる営業所の所在地		
営業所の所在地		

私は、競争入札参加資格審査申請にあたり、次に該当しない者であることを申し出ます。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
2. 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者
3. 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
4. 国税及び市税等に滞納がある者

1. 申請者概要

(1) 営業所が有する「建築工事業」に関する監理技術者又は主任技術者の資格を有する者の数	人
(2) 現場代理人を工事現場に専任で配置	できる・できない

2. 本申請に係る連絡先

所 属		
氏 名		
電話番号		ファクシミリ番号

3. 添付書類

- (1) 過去10年間に、国、都道府県、市町村又は社会福祉法人等における本工事と同種で、かつ、同規模以上と認められる工事を元請けとして施工した実績を証明する書類。(同種工事施工実績調書、工事実績証明書又はこれに代わる書面等)
- (2) 配置予定技術者調書
- (3) 特定関係調書
- (4) 札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し
- (5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (6) 社会福祉法人追分あけぼの会が必要と認める書類

別記第2号様式

同種工事施工実績調査書

申請者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

着注者名	
工事名	工事名
施工作場所	契約金額
等	円
受注期間	～
受注形態	
工事概要	

※注1) 公告において明示した発注工事と類似する元請けとしての施工実績（工事完成し、引渡済みのものに限る。）について記載すること。

- 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は、各構成員ごとに作成すること。
- 3) 受注者名欄は、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。
- 4) 同種工事施工実績証明書（別記第3号様式）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）を添付すること。
- 5) 共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体協定書及び附属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

別記第3号様式

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野 勇治 様

工事実績証明書

受注者
所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

次の工事を履行したことを証明願います。

事業年度 ※平成00年度	工事名	工事概要	施工場所	契約金額	工事期間 ※H00.00.00	契約年月日 ※H00.00.00	完成年月日 ※H00.00.00	履行状況
				円				

上記工事を履行したことを証明します。

令和 元年 月 日

発注者（証明者）

(印)

- ※注1) この様式は、同種工事施工実績を証明するために使用すること。
- 2) この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。
- 3) 契約金額欄は、受注実績が共同企業体としてのものである場合は、当該共同企業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

配 置 予 定 技 術 者 調 書

申請者

氏名	(現場代理人) ○○ ○○	(監理技術者) ○○ ○○	(主任技術者) ○○ ○○
最終学歴			
法令による免許	一級〇〇士 一級〇〇施工監理技士 指定建設業監理技術者 その他 (取得年月日・登録番号)		
工事名			
発注機関名			
施工場所	(都道府県名・市町村名)		
契約金額			
工期	平成 年 月から 平成 年 月まで		
従事役職			
工事内容			
工事名			
発注機関名			
施工場所	(都道府県名・市町村名)		
契約金額			
工期	平成 年 月から 平成 年 月まで		
従事役職			
工事内容			
工事名			
発注機関名			
施工場所	(都道府県名・市町村名)		
契約金額			
工期	平成 年 月から 平成 年 月まで		
従事役職			
工事内容			

注 この様式は、申請者が共同企業体の場合は各構成員ごとに作成すること。

別記第5号様式

特定関係調書

令和 元年 月 日

社会福祉法人追分あけぼの会
理事長 菅野 勇治 様

申請者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

特定関係（資本関係又は人的関係）については、次のとおりです。

記

1. 発注工事に係る設計業務等の受託者との特定関係 []

2. 他の「札幌市競争入札参加資格認定者」との間における特定関係 [あり・なし]

(1) 資本関係がある他の資格者

ア 親会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

イ 子会社の関係にある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 人的関係がある他の資格者

商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

※注1) 1については、発注工事に係る設計業務等の受託者と特定関係がないことが参加の要件となるため、特定関係がないことを確認の上、[] に「なし」と記載し申告すること。

2) 2はどちらかを○印で囲み、「なし」の場合には(1)及び(2)の欄に記載する必要はない。

3) 資本等で関係がある他の資格者を記載するときは、本工事の入札説明書等で表示されている札幌市の競争入札参加資格（格付のある資格の場合は、格付及びみなし格付を含む。）を有する者を記載すること。そのため、本工事の入札説明書等で表示されている資格以外の資格を有する者については、記載する必要はない。

4) 資本等で関係がある他の資格者が、他の共同企業体を結成し、かつ、その共同企業体の代表者である場合も同様に記載すること。

5) 所在地（市町村名）について、北海道内の資格者は「主たる営業所が存する市町村名」を、北海道外の資格者は「主たる営業所が存する都府県名」を記載すること。

6) 当該調書提出後、入札執行までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合には、その都度提出すること。

契 約 書 (案)

1. 工事の名称 特別養護老人ホーム羊ヶ丘陽光苑非常用発電設備工事
2. 工事の場所 札幌市豊平区福住3条9丁目4番32号
3. 工事の期間 着工 契約締結日の翌日
完成 令和元年10月25日
4. 請負代金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金 免除する

上記の工事の請負について、発注者 社会福祉法人追分あけぼの会 と請負人
とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、
信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、発注者及び請負人記名押印の上、各自その
1通を保有するものとする。

令和元年9月 日

発注者 住所 北海道勇払郡安平町追分花園4丁目5番地6
名称 社会福祉法人 追分あけぼの会
代表者氏名 理事長 菅野 勇治 Ⓡ

請負人 住所
名称
代表者氏名 Ⓡ

上記契約に関し、発注者から監理業務を委託されていることを証するため、ここに記名
押印する。

監理者 住所 北海道札幌市北区北6条西6丁目2番地11
名称 株式会社ケイ立身設計
代表者氏名 代表取締役 立身 賢司 Ⓡ

建設工事請負契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負人（以下「乙」という。）は、この契約書に基づき、別冊の図面、仕様書、設計図書閲覧に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）に従い、誠実に頭書の工事の請負契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、頭書の工事を頭書の工期内に完成し、この契約の目的物（以下「工事目的物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 施工方法、仮設その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定めるものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、乙は、甲の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工事工程表)

- 第3条 乙は、この契約の締結後14日以内に設計図書に基づく工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、この契約に変更等があり、かつ、甲から請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に変更後の工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 工事工程表は、この契約の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継されてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、工事目的物又は工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第2項の規定による検査若しくは第36条第3項の規定による検査に合格したもの若しくは仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第5条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は甲の指定した部分若しくは他の部分から独立してその機能發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知及び変更)

- 第6条 乙は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

- 第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づき保護されている第三者の権利（以

下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料又は施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工事監督員)

第8条 甲は、乙の工事の施工について、自己に変わって監督し、又は指示する工事監督員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。工事監督員を変更した場合も、同様とする。

2 工事監督員は、この契約の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行について、乙の現場代理人に対して指示し、若しくは承諾を与え、又は現場代理人と協議すること。
- (2) 設計図書に基づき工事の施工のために必要な詳細図等を作成して交付し、又は乙の作成する詳細図等に承諾を与えること。
- (3) 設計図書に基づき工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）を行うこと。

3 甲は、2名以上の工事監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの工事監督員が分担する権限の内容を乙に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。

4 第2項の規定による工事監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、工事監督員を経由して行うものとする。この場合においては、工事監督員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(現場代理人等)

第9条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更した場合も、同様とする。

- (1) 現場代理人
- (2) 専任の主任技術者（建築業法（昭和42年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は、管理技術者資格者証の交付を受けた専任の管理技術者。以下同じ。）
- (3) 専門技術者（建築業法第26条の2に規定する者をいう。以下同じ。）

2 現場代理人は、この契約の他の条項に定めるもののほか、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行う権限を有する。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）のうち現場代理人に委任したものがあるときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第11条 甲は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるとき又は主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工若しくは管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、乙に対し、その理由を明示して、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、工事監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対し、その理由を明示して、必要な措置を探るべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第12条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において工事監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 工事監督員は、乙から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならぬ。
- 4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を工事監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 乙は、前項の規定にかかわらず。検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(工事監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第13条 乙は、設計図書において工事監督員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において工事監督員の立会いのうえ施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要あると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 工事監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項に場合において、工事監督員が正当な理由なく乙の請求に7日以内に応じないため、その後の行程に支障を来すときは、乙は、あらかじめ、工事監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、工事監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、乙において負担する。

~~(支給材料及び貸与品) 第14条を削除する。~~

第14条 甲が乙に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 工事監督員は、支給材料及び貸与品の引渡しに当たっては、乙の立会いのうえ、甲の負担において、当該支給材料及び貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料及び貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料及び貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料及び貸与品に代えて他の支給材料及び貸与品を引渡し、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能を変更し、その理由を明示して当該支給材料及び貸与品の使用を乙に請求しなければならない。
- 6 甲は、前項に規定するほか、支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたと

きは必要な費用を負担しなければならない。

- 8 乙は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理する者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料及び貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙の故意又は過失により支給材料及び貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料及び貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、工事監督員の指示に従わなければならぬ。

(工事用地の確保)

第15条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理する者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条及び第46条第6項において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用は、乙が負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第16条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、工事監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならぬ。

- 2 前項の場合において、乙は、請負代金額の増額又は工期に延長を請求することができないものとする。ただし、当該不適合が工事監督員の指示による場合その他甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 3 工事監督員は、乙が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するほか、工事監督員は、工事施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等)

第17条 現場代理人は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を工事監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないとき。

- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたとき。
- 2 工事監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに現場代理人の立会いのうえ、調査を行わなければならない。ただし、現場代理人が立会いに応じない場合は、現場代理人の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、第1項各号に掲げる事実を確認したときは、確認書を作成のうえ記名押印ものとする。
- 4 甲は、第2項の調査の終了後14日以内に、その結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。
- 5 甲は、第2項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、同項第4号又は第5項に該当する場合で工事目的物の変更を伴わないときは、甲乙協議して甲が設計図書を変更するものとする。
- 6 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第18条 甲は、前条第5項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第19条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、動乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって乙の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を乙に通知し、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（乙の請求による工事の延長）

第20条 乙は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長変更を請求することができる。

（甲の請求による工事の短縮等）

第21条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要がある場合は、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第22条 甲又は乙は、工期内でこの契約の締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対し請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から同項の規定による請求があった時点におけるでき形部分に対する請負代金額相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金

額（変動後の賃金水準又は物価水準を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の100分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 前項の変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後、再度これを行うことができる。

この場合においては、第1項中「この契約の締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において経済情勢の激変を生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期を変更する理由が生じた日（第20条の場合にあっては甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては乙が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙に意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

4 請負代金額の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の請負代金額の10分の1に相当する額以上となるよう、甲は契約保証金の額の増額を、乙は契約保証金の額の減額を請求することができる。

（臨機の措置）

第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を探らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、工事監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、その探った措置の内容を直ちに工事監督員に通知しなければならない。

3 工事監督員は、災害防止その他工事上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を探ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を探った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲の負担とする。

（一般的損害）

第26条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第28条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰するべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第27条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その

損害（第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理する者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争の生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第28条 工事目的物の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責めに帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、現場代理人は、その事実の発生後直ちにその状況を工事監督員に通知しなければならない。

- 2 工事監督員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに現場代理人の立会いのうえ、調査を行わなければならない。
- 3 工事監督員及び現場代理人は、前項の規定による調査の結果、その事実を確認したときは、確認書を作成のうえ記名押印するものとする。
- 4 乙は、前項の規定によりその事実が確認されたときは、乙に対し損害（乙が善良な管理する者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分（保険を付すべき場合においてこれを付していないときは、当該保険に付していたならばてん補されるべきであった部分）をのぞく。以下この条において同じ。）による費用の負担を求めることができる。
- 5 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入した工事材料若しくは建設機械器具であつて第12条第2項、第13条第1項若しくは第2項又は第36条第3項の規定による検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）が請負代金額の100分の1に相当する額を超える、かつ、乙がこの工事を遂行する場合に限り、損害合計額のうち請負代金額の100分の1に相当する額を超える額を負担しなければならない。

- 6 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定するものとする。

（1）工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。

（2）工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値のある場合にはその評価額を控除した額とする。

（3）仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を控除した額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 7 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第5項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額を超える額から既に負担した額を控除した額」と読み替えて同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第29条 甲は、第7条、第14条、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第26条、第28条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増

額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項に規定する請負代金額の増額又は費用の負担をすべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び受渡し)

第30条 乙は、工事が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、その結果を乙に通知するものとする。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

- 4 乙は、第2項の検査に合格したときは、直ちに受渡書により当該工事目的物を甲に引き渡さなければならない。

- 5 乙は、第2条の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなし、前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第31条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から90日以内に請負代金を支払わなければならない。ただし、国庫等補助金及び福祉医療機構借入金の入金を受けたときは、速やかに支払うものとする。
- 3 請負代金の支払場所は、社会福祉法人追分あけぼの会法人本部の場所とし、現金払い若しくは乙の指定する金融機関の指定口座へ振込むものとする。

(部分使用)

第32条 甲は、第30条第4項の規定による引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理する者の注意義務をもって使用しなければならない。

- 3 甲は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

=(前払金)= 第33条を削除する。

第33条 乙は、公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に提出して、請負代金額の10分の3に相当する額の範囲内で請負代金の前払金を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の3に相当する額から前払金額を控除した金額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合において、前項の規定を準用するものとする。

- 4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、前払金額が減額後の請負代金額の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額のあった日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

- 5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、当該期間の満了の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額につき年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを乙に請求することができる。

(保証契約の変更)

第34条 乙は、前条第3項の規定により前払金額を追加して更に前金払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わり直ちにその旨を保証事業会社に通知するものとする。

~~=(前払金の使用)= 第35条を削除する。~~

第35条 乙は、第33条の規定により支払いを受けた前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕料、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

~~=(部分払)= 第36条を削除する。~~

第36条 乙は、工事の完成前に、でき形部分、仮設物、工事現場に搬入した工事材料（第12条第2項の規定により工事監督員の検査をするものにあっては当該検査に合格したもの、工事監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）及び設計図書において部分払の対象とすることを指定した製造工場等にある工場製品（以下「でき形部分等」という。）に相応する請負代金額の10分の9に相当する額（当該でき形部分等が性質上可分である場合において甲が相当と認めるときは、請負代金額の10分の10に相当する額）の範囲内で請負代金の部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

2 乙は、前項の規定により部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求に係るでき形部分等の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に乙の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する経費は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 乙が請求することができる部分払金の額は、次の式により算出して得た額の範囲内とする。この場合において、請負代金相当額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

$$\text{請負代金相当額} \times \left[\text{部分払すべき率} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

7 でき形部分等（仮設物を除く。）で乙の所有に属するものの所有権は、甲が第5項後段の規定による支払完了した時点（甲が法令等の規定に基づき支払いの手続を完了した時点をいう。）において、甲に帰属するものとする。

8 でき形部分等の所有権が甲に帰属した場合においても、工事目的物の全部の引渡しが完了するまでの間は、乙は、当該でき形部分等の管理についての一切の責めを負うものとする。ただし、甲が自ら管理する場合には、この限りでない。

（部分引渡し）

第37条 工事目的物について、甲が設計図書において工事の完了に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の工事が完了したときは、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指令部分に係る工事目的物」と、第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金相当額」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金相当額は、次の

式により算定して得た額の範囲内とする。この場合において、指定部分に相当する請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項において準用する第31条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、甲が定め、乙に通知するものとする。

$$\text{指定部分に相当する請負代金相当額} \times \left[1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

(第三者による代理受領)

第38条 乙は、甲の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができます。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条（前条において準用する場合を含む。）又は第36条の規定に基づく支払をしなければならない。

~~（前払金等の不払いに対する乙の工事中止） 第39条を削除する。~~

第39条 乙は、甲が第33条、第36条又は第37条において準用する第31条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、あらかじめその理由を明示して、その旨を甲に通知しなければならない。

2 第19条第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。この場合において、同条第3項中「前2項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(かし担保)

第40条 工事目的物にかしあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求することができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第4項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内にこれを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は、10年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙がそのかしがあることを承知していたときは、この限りでない。

4 工事目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項に規定する請求をしなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは工事監督員の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその材料又は指示の不適当であったことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延)

第41条 乙の責めに帰すべき理由により、工期内に工事を完了することができない場合において、甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、工期の完成期限の翌日から完成の日までの日数に応じ、請負代金額から可分のでき形部分等に対する請負代金相当額を控除した額につき、日0.04パーセントの割合で計算して得た額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第31条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の請負代金の支払いが遅れた場合には、乙は、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その請負代金額につき日0.04パーセントの割合で甲に対し遅延利息の支払いを請求することができる。

(検査の遅延)

第42条 甲がその責めに帰すべき理由により、第30条第2項の期間内検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第31条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間に約定期間の日数を超える場合は約定期間は満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規

定を適用するものとする。

(甲の解除権)

第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、着工時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完了しないとき又は期限後相当の期間内に工事を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 第5条又は第16条の規定に違反したとき。
- (4) 第9条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないとき。
- (6) 第45条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により、契約が解除されたときは、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第44条 甲は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第45条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第18条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第19条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1に相当する日数（工期の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第46条 契約が解除された場合において、でき形部分で検査に合格したものは甲の所有とし、甲は、そのでき形部分に対する請負代金相当額を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、でき形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 第1項の場合において、第33条の規定による前払金があったときは、当該前払金額（第36条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金を差し引いた額）を第1項前段のでき形部分に対する請負代金相当額とを差引清算するものとする。この場合において、当該前払金額に残額のあるときは、乙は、解除が第44条の規定によるときにはその残額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条又は前条の規定によるときにはその残額を甲に返還しなければならない。

4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項のでき形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき又はでき形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物

その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件の処分又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段の規定により乙が採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条の規定によるときは甲が定め、契約の解除が第45条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第47条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。第3項において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものも含む。以下この条において同じ。）に付さなければならぬ。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第48条 甲は、第30条の規定により工事目的物の引渡しを受けたとき、又は契約の解除（第43条第1項の規定による解除を除く。）があったときは、契約保証金（契約保証に係る保証書又は保証保険証券のときは、保証書又は保証保険証券。）を乙に還付しなければならない。

(あっせん又は調定)

第49条 この契約の条項中甲乙協議を要するものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争の生じた場合には、甲及び乙は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調定によりその解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者、専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び工事監督員の職務の執行に関する紛争については、第11条第2項の規定により乙が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、前項のあっせん又は調定を請求することができない。

(仲裁)

第50条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調定により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服するものとする。

(契約に定めのない事項)

第51条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人追分あけぼの会の発注に係る入札に当たっては、別に定めのものほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積る契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする入札保証保険証書を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の入札保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が入札当日から起算して7日以上のものでなければなりません。

3 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。

4 入札保証金に代える担保として銀行又は社会福祉法人追分あけぼの会理事長（以下「理事長」という。）の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して7日以上の当該保証を証する書面を提出してください。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書に自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

2 郵便による入札を認められた場合においては、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「何々入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければなりません。

(公正な入札の確保)

3 入札書の価格には、消費税及び地方消費税を除いた価格で記入してください。

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札（入札保証金の納付を免除されているものを除く。）
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理人をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったとき
- (9) 無権代理人がした入札
- (10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場合において入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合においてくじを引かないとあるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当したと認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

(1) 当該入札に係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、理事長の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

(入札保証金等の返還)

第12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく、当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、理事長の作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から起算して7日以内に理事長に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

2 この契約の締結に関し、理事会の議決を要する事項については、理事会の議決が得られるまでの間、仮契約の締結をすることがあります。この場合において、理事会の議決が得られた後、直ちに契約締結を行います。

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はこれに代えて提供した担保は、社会福祉法人追分あけぼの会に帰属します。

2 落札者であつて入札保証金の納付を免除された者が契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の100分の8に相当する金額を社会福祉法人追分あけぼの会に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第15条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除された者を除く。）は契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、社会福祉法人追分あけぼの会を被保険者とする履行保証保険証書を提出したとき又は保険会社に社会福祉法人追分あけぼの会を債権者とする公共工事履行保証保険証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証保険証書は、保証期間が工事の始期から受渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付の承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として銀行又は理事長の指定する金融機関又は保証事業会社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第16条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第17条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることができます。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 理事長が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札を延期し、又は取りやめることができます。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出ください。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により理事長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な扱いを行うことではありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することができます。

入札書

1 入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 工事の名称 特別養護老人ホーム羊ヶ丘陽光苑非常用発電設備工事

競争入札心得、契約条項その他社会福祉法人追分あけぼの会が示した競争入札の執行条件を承諾の上、上記の金額で入札いたします。

令和元年 9月 24 日

住 所

入札者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 普野 勇治 様

※ 1) 入札金額は算用数字で記載し、その頭には「¥」又は「金」を付すこと。

2) 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

「 住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

印

3) この様式は例示であり、この様式によらない入札書であっても、入札要件が具備されていれば有効であること。

委任状

私は、 (代理人の住所、氏名、印) を代理人と定め、社会福祉法人
追分あけぼの会が発注する特別養護老人ホーム羊ヶ丘陽光苑新築工事に関し、次の権限を
委任します。

記

1. 入札書及び見積書の提出に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 代金の請求及び受領に関すること。

令和元年9月24日

住 所

委任者

氏 名

印

社会福祉法人追分あけぼの会

理事長 菅野勇治様

※ この様式は例示であり、この様式によらない委任状であっても、委任状としての要件
が具備されていれば有効であること。

(用紙寸法 日本工業規格A4)